

介護保険法施行規則の改正に伴う 地域包括支援センターの職員配置 要件の見直しについて

1 国の規則改正の背景

① 「センターの職員配置については、人材確保が困難となっている現状を踏まえ、3職種の配置は原則としつつ、センターによる支援の質が担保されるよう留意した上で、複数拠点で合算して3職種を配置すること・・・など、柔軟な職員配置を進めることが適当である。」令和4年12月20日社会保障審議会介護保険部会（介護保険制度の見直しに関する意見）

②令和5年地方分権改革提案において、
地域包括支援センターの職員確保が困難なため、配置要件の見直しの提案がなされたこと
等

2 国の規則改正の概要

①高齢者人口に応じて、又は地域包括支援センターの運営の状況を換算して地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合は、常勤換算方法による職員配置を可能とする

②包括の効果的な運営に資すると地域包括支援センター運営協議会が認める場合には、複数圏域の高齢者人口に応じて3職種を配置すれば当該圏域の各包括での配置基準を満たすものとする。

質の担保の観点から、1つの圏域に2職種の配置は必要。

2 国の改正イメージ

介護保険法施行規則の改正

現行の配置基準は存置しつつ、**市町村の判断により、複数圏域の高齢者数を合算し、3職種を地域の実情に応じて配置することを可能とする**

注) 市町村の事務負担に配慮し、本改正に伴う条例改正について1年の猶予期間を設ける。



圏域ごとの高齢者数に応じて3職種を均等に配置しており、人材確保が困難な状況が継続する場合等、センターの効果的な運営に支障を来す

市町村

意見を聴く
必要と認める

地域包括
支援センター
運営協議会

効果的な包括的支援事業が実施できるよう各センターの役割分担やICTの活用を含めた情報共有・相互支援の具体的な手法等を検討

○ このほか、人材確保が困難となっている現状等を踏まえ、センターの職員配置について以下の対応を実施

- ・ センターに置くべき常勤の職員について、運営協議会で必要と認める場合は、常勤換算方法によることができることとする（介護保険法施行規則の改正）
- ・ 主任介護支援専門員に準ずる者として、「地域包括支援センターが育成計画を策定しており、センターに現に従事する主任介護支援専門員の助言のもと、将来的な主任介護支援専門員研修の受講を目指す介護支援専門員であって、介護支援専門員として従事（専任か否かは問わない。）した期間が通算5年以上である者」を追加（通知改正）

3 活用イメージ①（常勤換算方法による職員配置）

常勤換算方法による欠員の解消

《例》

週5勤務可の人材を
雇用できず欠員



週 5 = 1.0人



週 5 = 1.0人



保

A包括（常勤職員 2 人、**欠員 1 人**）



週 5 = 1.0人



週 5 = 1.0人



週 3 = 0.6人



週 2 = 0.4人

常勤換算で欠員解消

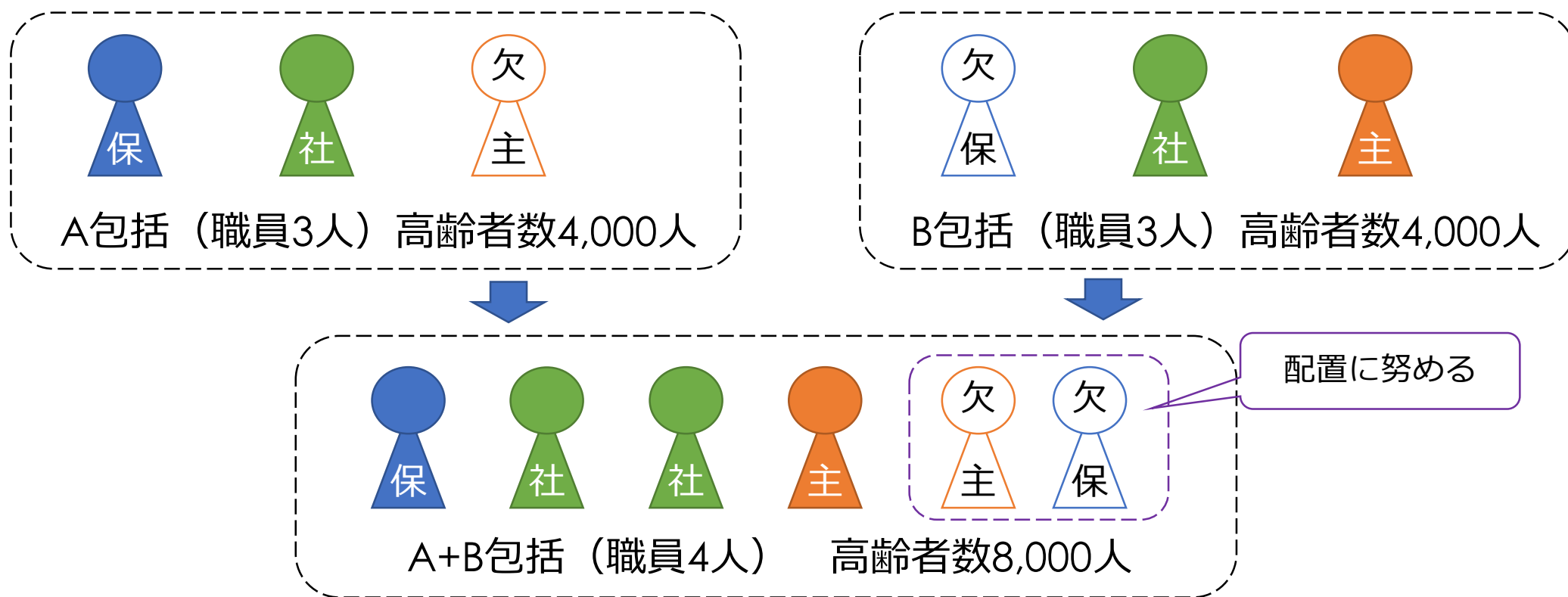
週 5 = 1.0人

A包括（常勤職員 2 人、**常勤換算 1 人**）

保：保健師等 主：主任介護支援専門員等 社：社会福祉士等

3 活用イメージ②（複数圏域の高齢者人口に応じた3職種の配置）

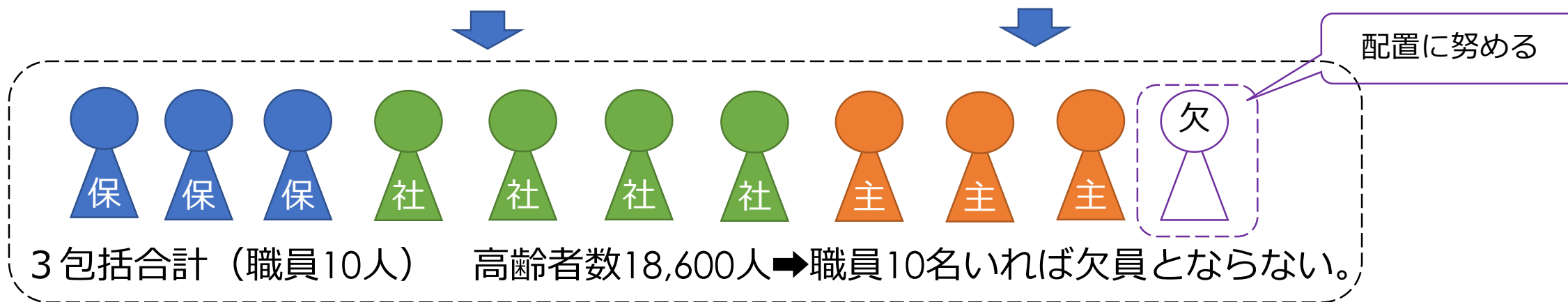
欠員が生じる圏域への柔軟な配置



3 活用イメージ②（参考：今後の白井市に当てはめた場合）



令和8年度から白井中央包括に1名加配：応募がなく欠員となった場合



4 本市の対応

地域包括支援センターの職員配置基準は、市町村が条例で定めることとされている。

市町村が条例を定めるに当たり、「従うべき基準」であるため、条例改正により国の改正内容に対応することとした。

ただし、現在の契約期間（令和8年度末まで）においては、原則の人員配置を維持することとし、取り扱う場合の質の担保や適切な運営に向けて、本市独自の一定条件の設定を検討していく。